

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第335号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド跡地構内道路整備工事
No	質疑事項		回 答
1	代価表14号 汚染土処分は陸上残土A・陸上残土Bもしくは管理を要する陸上残土A・B いずれで積算されていますか。 代価表18号 検査等手数料の金額及び経費計算(仮設費・現場管理費・一般管理費)の対象をお教え下さい		代価表14号は、「管理を要する陸上残土A・B」にて積算しております。 代価表18号の検査等手数料は、豊中市上下水道局のしゅん工検査手数料の新設及び改造金額(メータ口径40mm)を1箇所分、計上しており、経費計算(共通仮設費・現場簡易費・一般管理費)は全て対象としております。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp